

市立恵那病院 通所リハビリテーションセンター ほほ恵み 運営規程

(運営規程の趣旨)

第1条 公益社団法人 地域医療振興協会 市立恵那病院 通所リハビリテーションセンター ほほ恵み（以下、「センター」という）において実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下、「通所リハビリテーション」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項及び共用する旨の事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護保険法令の趣旨に従い、主治医に通所リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態又は要支援状態にある者（以下、「要介護者」という）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、センターの職員（以下「従業者」という）が適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

1. サービス提供の開始にあたり、要介護者の心身の状況等を把握し、個々の心身機能及び日常生活動作、社会参加の維持及び向上のため、サービスの目標、内容等を定めた通所リハビリテーション計画を作成する。
2. 作成した計画に基づき、各種サービスを提供します。また、実施にあたっては、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、要介護者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るように、その自立の可能性を最大限引き出すサービスの提供に努める。
3. 個別計画の実施状況等を把握し、その結果を居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者へ報告し、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称：市立恵那病院 通所リハビリテーションセンター ほほ恵み
- 2) 所在地：岐阜県恵那市大井町2725番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は、下記の表の通りとする。

従業者の職種	常勤	職務内容
医師	1名以上	医療・管理
理学療法士	3名以上	リハビリテーション
看護師	1名以上	看護
介護福祉士	3名以上	介護
介護助手	1名以上	介護
事務職員	1名	事務

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 : 月曜日から金曜日
- 2) 営業時間 : 8 : 30 から 17 : 30
- 3) サービス提供時間 : 9 : 30 から 16 : 00 とする
- 4) 休日 : 土、日祝祭日、年末年始 (12月29日から1月3日)

(利用定員)

第7条 利用定員は40人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第8条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| 1) 送迎サービス | 9) 遊بریテーション |
| 2) 食事サービス | 10) 健康管理 |
| 3) 入浴サービス | 11) 重度療養管理及び体制 |
| 4) 排泄介助及び自立支援 | 12) 整容サービス |
| 5) 個別リハビリ | 13) 季節行事 |
| 6) 認知症短期集中リハビリ | 14) その他、地域の各種福祉サービス等の調整や連携及び相談・援助など |
| 7) 生活行為向上リハビリ | |
| 8) 口腔機能向上リハビリ | |

(利用料等)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2) 食費、オムツ代、次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用、サービス提供時間を超えての利用に対する費用等を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

恵那市大井町、長島町、東野、三郷町、武並町、笠置町、中野方町、飯地町

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第11条
1. サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
 2. 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載された事項を、当センターと利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
 3. 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
 4. 運動器の機能向上、栄養改善又は口腔機能の向上については、国内外の文献等において有効性が確認されている方法等に基づいて実施する。

(緊急時及び安全管理体制等における対応方法及び確保)

- 第12条
1. 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、重要事項を記した文書等に従い、速やかに必要な対応を講じるものとする。
 2. サービスの提供にあたり、ケア・カンファレンス等の情報を基に利用者の心身機能及び介護・支援状況を把握し、利用者の安全管理に努める。

(苦情・相談処理)

第13条 提供した介護保険サービスに関し利用者からの苦情、相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口を設置し、解決に向けて調査の実施、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条
1. 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
 2. 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う

(消火設備及び非常災害対策)

- 第15条 1. 消火設備として、消火器及び消火栓を設置する。
2. 市立恵那病院 防災計画書に準じ、非常災害対策を行う。
3. 年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
4. 感染症や非常災害の発生時に（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

- 第16条 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
- 1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（院内感染管理委員会）に参加し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 1. センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントに関する事項)

- 第18条 1. センターは、利用者及び従業者のハラスメント防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 1) ハラスメント防止のための従業者に対する啓発、研修の実施
- 2) 被害者からの苦情および相談、処理体制の整備
- 3) 再発防止策およびその他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 1. 従業者の資質向上を図るため各種研修会等への積極的な参加を促す。
- 1) 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（理学療法士等、看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、恵那市、公益社団法人地域医療振興協会、センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則
1. この規程は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。
 2. 平成 17 年 4 月 1 日に一部変更
 3. 平成 17 年 10 月 1 日に一部変更
 4. 平成 18 年 4 月 1 日に一部変更
 5. 平成 18 年 7 月 1 日に一部変更
 6. 平成 19 年 1 月 1 日に一部変更
 7. 平成 19 年 4 月 1 日に一部変更
 8. 平成 20 年 4 月 1 日に一部変更
 9. 平成 21 年 1 月 1 日に一部変更
 10. 平成 22 年 9 月 1 日に一部変更
 11. 平成 23 年 4 月 1 日に一部変更
 12. 平成 24 年 4 月 1 日に一部変更
 13. 平成 24 年 6 月 1 日に一部変更
 14. 平成 24 年 8 月 1 日に一部変更
 15. 平成 25 年 1 月 1 日に一部変更
 16. 平成 25 年 7 月 1 日に一部変更
 17. 平成 26 年 1 月 1 日に一部変更
 18. 平成 26 年 3 月 1 日に一部変更
 19. 平成 26 年 4 月 1 日に一部変更
 20. 平成 26 年 9 月 1 日に一部変更
 21. 平成 27 年 2 月 1 日に一部変更
 22. 平成 27 年 4 月 1 日に一部変更
 23. 平成 27 年 5 月 1 日に一部変更
 24. 平成 27 年 7 月 1 日に一部変更
 25. 平成 27 年 8 月 1 日に一部変更
 26. 平成 27 年 11 月 1 日に一部変更
 27. 平成 28 年 4 月 1 日に一部変更
 28. 平成 28 年 7 月 1 日に一部変更
 29. 平成 28 年 9 月 1 日に一部変更
 30. 平成 29 年 3 月 1 日に一部変更
 31. 平成 29 年 4 月 1 日に一部変更
 32. 平成 29 年 4 月 17 日に一部変更
 33. 平成 29 年 11 月 1 日に一部変更
 34. 平成 30 年 4 月 1 日に一部変更
 35. 平成 31 年 4 月 1 日に一部変更
 36. 令和元年 10 月 1 日に一部変更
 37. 令和 2 年 4 月 1 日に一部変更
 38. 令和 3 年 4 月 1 日に一部変更
 39. 令和 4 年 4 月 1 日に一部変更
 40. 令和 5 年 10 月 1 日に一部変更
 41. 令和 6 年 6 月 1 日に一部変更